

淡路地区 アウトドア・ベース 官民連携事業検討委員会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「淡路地区 アウトドア・ベース 官民連携事業検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（事務局）

第 2 条 委員会の事務局は、近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所に置く。

（目的）

第 3 条 委員会は、国営明石海峡公園淡路地区アウトドア・ベースにおいて、公募設置管理制度（Park-PFI）などの活用により、民間事業者が整備を進めるにあたっての「国営明石海峡公園アウトドア・ベースにおける官民連携による魅力向上推進方針」（以下、「魅力向上推進方針」という。）、公募資料の策定及び事業実施者の選定等について助言し、手続きの公平性の確保及び公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

また、委員会は、事業実施者が事業に関する計画の変更を行う際、公募資料に照らして変更内容が適切であることを審査することとする。

（委員会の事務）

第 4 条 委員会は、第 3 条の目的を達成するため、以下の事項に対して審議を行う。

- 1) 民間事業者による公園整備手法に関すること
- 2) 魅力向上推進方針及び公募資料に関すること
- 3) 民間事業者から提出された事業に関する計画等の審査に関すること
- 4) 公募資料に基づいた事業実施者の選定に関すること
- 5) 事業に関する計画の変更に際しての審査に関すること
- 6) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

（委員の種類）

第 5 条 委員会に次の委員を置く。

委員長 1名

委 員 4名

2 委員は別紙のとおりとする。

（委員の選任、任期）

第 6 条 委員長は、委員会において、委員のうちから選任する。

2 委員会の委員は、国営明石海峡公園事務所が委嘱する。

3 委員の任期は、令和 6 年 1 月 25 日から 2 年とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、委員会を構成し、本会の業務の執行を決定する。委員長は、本会を代表し、業務を統括する。

(委員会の開催)

第 8 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとするが、持ち回り方式によることを妨げるものではない。

(委員会の解散)

第 9 条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(議決)

第 10 条 議決は、委員会に出席した委員の合議によるものとする。

(氏名等の公表)

第 11 条 委員会は、討議の自由性を確保するため非公開とする。

2 委員会での審議事項の概要及び資料等については、公表するものとする。

ただし、公表することが適切でないと委員会が判断するものについては公表しないものとする。

(秘密を守る義務)

第 12 条 委員は、第 4 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(雑則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は委員会において定める。

附則

この規約は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

淡路地区 アウトドア・ベース 官民連携事業検討委員会 委員名簿

分野	氏名	所属
緑地・公園	赤澤 宏樹	兵庫県立大学
経済	熊谷 札子	帝塚山大学
観光	田中 まこ	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッショն
ランドスケープ	根本 哲夫	奈良女子大学
建築	宮野 順子	武庫川女子大学

(敬称略：五十音順)